

旭川市保健所令和 2 年度の事業計画

保健総務課

【令和 2 年度の主な事業】

1 休日・夜間等急病対策事業

市民の健康と命を守るため、土日祝や夜間での急病患者の診療を主に次のとおり実施する。

- | | |
|------|------------------------------------------------|
| 初療 | ・ 当番医療機関（深夜は市立旭川病院，小児は夜間も市立旭川病院） |
| 二次診療 | ・ 入院や手術を必要とする重症救急患者 |
| | ・ 市立旭川病院，旭川赤十字病院，旭川厚生病院，旭川医療センター，旭川医科大学病院（輪番制） |
| | ・ 小児は旭川厚生病院 |
| 三次医療 | ・ 複数の診療科にわたる重篤救急患者の救命医療 |
| | ・ 旭川赤十字病院（救命救急センター） |

(事業費)

| | |
|------|----------|
| 初診 | 59,291千円 |
| 二次診療 | 19,556千円 |
| 小児 | 19,375千円 |
| 三次診療 | 7,020千円 |

2 休日等歯科対策事業

市民の健康な生活を確保するため、旭川歯科医師会に委託し、休日救急歯科診療及び心身障がい者歯科診療を行う。診療は旭川歯科医師会が組織する、「道北口腔保健センター運営委員会」の運営委員と数名の協力医が行う。

実施施設 道北口腔保健センター歯科診療所
事業費 39,675千円

旭川市保健所令和2年度の事業計画

医務薬務課

【令和2年度の主な事業】

1 医務関係業務（予算額：326千円）

- (1) 医療法に基づく医療機関への計画的な立入検査の実施
- (2) 医療機関新規開設等の許可申請等の処理
- (3) 市民からの苦情や相談への対応のための立入検査の実施

2 薬務関係業務（予算額：256千円）

- (1) 薬局開設者及び医薬品販売業者等に対し、医薬品等の適正な管理、販売及び品質保持を図るため、計画的に立入検査を実施
- (2) 薬局新規開設等の許可申請等の処理
- (3) 市民からの苦情や相談への対応のための立入検査の実施

3 介護保険施設（医療系）関係業務（予算額：11千円）

- (1) 介護保険施設・事業所（医療系サービス）に対し、計画的に実地指導を実施
- (2) 介護保険施設・事業所（医療系サービス）新規開設等の許可申請等の処理

4 医務薬務関係業務に係る普及啓発活動（予算額：330千円）

- (1) 「薬と健康の習慣」等の期間中、普及啓発を実施
- (2) 薬物乱用防止対策の推進として、普及啓発を実施
- (3) 「野生大麻及び不正けし撲滅運動」の期間中、普及啓発及び野生大麻等の除去の実施
- (4) 献血の推進（旭川市献血推進協議会に対する支援）

5 医療安全支援センターの運営（予算額：206千円）

市民からの医療に関する苦情や相談に対応するとともに、医療機関に対する医療安全情報の提供等により医療安全意識の啓発を図る。

※ その他会計年度任用職員報酬等及び旅費（令和2年度予算：1,504千円）を含め、2,633千円（医療薬事監視指導費）

【令和2年度の主な事業】

【健康推進係】

1 がん対策事業 予算額 220,583千円

2 健康増進法改正に伴う受動喫煙防止対策

改正健康増進法（平成30年7月改正，令和2年4月1日全面施行）により，望まない受動喫煙の防止を図るため，多数の者が利用する施設等の区分に応じ，当該施設等の一定の場所を除き喫煙が禁止。 予算額 384千円

【保健予防係】

1 感染症予防対策事業

新型コロナウイルス感染症に係る移送体制，検査体制及び医療体制等の整備，医療費の公費負担の対応等について，体制整備を行う。

補正予算額 239,489千円

2 予防接種事業

(1) 定期の予防接種の対象疾病追加について

令和2年10月1日から，ロタウイルス感染症に係る定期の予防接種が開始される。接種対象者は，令和2年8月1日以後に生まれた者となり，1価又は5価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを，経口投与する。

予算額 31,729千円

(2) 異なるワクチンの接種間隔について

令和2年10月1日より，異なるワクチンの接種間隔が，注射生ワクチン等一部を除き，接種間隔の制限なしに変更となる。同一ワクチンの複数回接種については，各ワクチンの添付文書に記載されている接種間隔制限に準じる。

0予算

【こころの健康係】

1 精神障がい者医療費助成事業

精神科病院に入院した精神障がい者に対し，入院医療費の一部を助成。

予算額 17,700千円

2 地域精神保健活動事業

(新規要素)

ゲートキーパー養成研修～自殺の危険を示すサインに気づき，声をかけ，話を聞き，専門家につなぎ，見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。

令和2年度は日頃，相談業務を担う各分野の相談員等を対象とする（予定）。

予算額 3,354千円（うち，ゲートキーパー養成研修分 116千円）

3 旭川いのちの電話相談員養成事業補助金交付事業

社会福祉法人旭川いのちの電話が実施する相談員養成事業に対して補助金を交付し、相談員の養成、確保及び相談員の資質の向上を図る。

(拡充要素)

相談員の新規養成と恒常的な確保に資する支援を強化するため、補助金を20万円増額する。

予算額 800千円

旭川市保健所令和2年度の事業計画

保健指導課

【令和2年度の主な事業】

○地域保健担当

1 保健事業

市民の健康づくりを推進するため、地域住民や地区組織、関係機関との連携を強化し、働き盛りから高齢者まで幅広い年齢層に対し、生活習慣病の発症予防を重点とした身近で参加しやすい保健事業を実施する。

予算額 4,877千円

2 特定健康診査事業

旭川市国民健康保険課が実施する特定健診の受診者を対象に、特定保健指導等を実施し糖尿病などの生活習慣病の発症予防及び重症化を予防する。

予算額 9,478千円

○栄養担当

1 旭川市食育推進会議

今年度は、第3次旭川市食育推進計画、次期計画策定の基礎資料とするため、食育に関するアンケート調査及び栄養調査を実施する。

予算額 2,181千円 アンケート対象者 3,000人程度予定

2 あさひかわ食の健康づくり応援の店推進事業

本事業は、昨年度まで実施していた、食品販売店において食生活に関する情報発信する「食環境整備事業」とメニュー表にカロリーや塩分量などを表示し、情報提供する「栄養成分表示の店推進事業」を一本化した事業であり、食品選択や外食摂取における、健康管理上の適切な選択を支援することで、市民の健康づくりに資することを目的としている。

今年度は、飲食店等に周知を行い、登録店として店舗に掲示物を設置することによる市民への啓発を行う。

予算額 56千円

【令和2年度の主な事業】新たに取り組む主なものは、次の5つです。

1 「新しい生活様式」取組支援事業

新型コロナウイルス感染症対策が長期化する中、公衆衛生の見地から市民の日常生活に密接に関係している生活衛生関係営業店舗等に対し、「新北海道スタイル」や「業種別ガイドライン」を中心とした「新しい生活様式」の実践のための支援を行い、その取組状況を広く周知することにより、感染リスクの低減や、誰もが安心して利用できる環境作りを後押しし、市民一人一人の「新しい生活様式」の実践につなげることを目的とする。(予算額：177,974千円)

2 旭川市公衆浴場法施行条例及び旭川市旅館業法施行条例の一部改正

厚生労働省がレジオネラ症発生防止対策強化のため、「公衆浴場における衛生等管理要領」、「公衆浴場における水質基準等に関する指針」及び「旅館業における衛生等管理要領」を改正したこと踏まえ、浴室設備の衛生管理の強化について、旭川市公衆浴場法施行条例及び旭川市旅館業法施行条例の一部を改正しようとするもの。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、公衆浴場における男女の混浴を制限する年齢を改正しようとするもの。

本改正に当たり、6月22日から7月22日までパブリックコメントを実施しており、7月20日現在、13件の意見を受理し、改正内容の精査を行っている。

3 食品衛生法改正に伴う条例改正

平成30年6月の食品衛生法改正（令和3年6月1日施行）に伴い、旭川市食品衛生法施行条例についても、営業許可業種の再編等に伴う新規手数料の設定等が必要であることから、所要の改正を行う。

4 HACCPの義務化等に係る周知

上記3に伴い、令和3年6月1日からは、原則すべての食品関係事業者に対してHACCPと呼ばれる衛生管理の手法が義務化されることから、食品関係施設等に対し、HACCPの義務化について、必要な周知・啓発を行う。

具体的な周知方法としては、各施設への周知用リーフレットの送付や、講習会の実施を予定している。(普及・啓発関係に要する費用339千円)

5 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策としてのPCR検査

| | |
|-------------------------------|----------|
| 新型コロナウイルス感染症に伴う検査試薬等（1臨補正） | 1, 146千円 |
| 新型コロナウイルス感染症に伴う検査試薬等（2臨補正） | 1, 032千円 |
| 新型コロナウイルス感染症に伴うPCR検査委託料（4臨補正） | 2, 376千円 |

【令和2年度の主な事業】

①動物愛護事業、②狂犬病予防対策、③防疫対策の事業を安定的に継続するとともに、市民が動物とともに生きる心豊かな社会の実現を目指し、基本となる理念や、市・市民・飼い主の責務、動物の愛護・管理について必要な事項を定めた「動物愛護」の条例制定と、寄附の受け皿となる「基金」を設立する。

1 動物愛護事業 【予算額 22,750千円】

保護動物の適正な飼養管理を行うことで、保護動物の収容後、返還率や譲渡率を上げ、犬猫の殺処分頭数の減少を図る。

また、動物愛護の精神や正しい飼い方の普及啓発、ボランティア人材の育成を推進する。

2 狂犬病予防対策事業 【予算額 9,348千円】

公衆衛生の向上並びに社会生活の安全のため、関係機関や団体等との連携・協力のもと、畜犬等が人畜、その他に害を加えぬよう登録や狂犬病予防注射を実施する。

3 防疫対策事業 【予算額 549千円】

ねずみ、衛生害虫及び危険害虫等の発生防止・指導・啓発等に関する業務並びに水害時における消毒業務等を実施する。

4 動物愛護条例（仮称）の制定及び動物愛護基金（仮称）の創設

現在、本市における動物の愛護及び管理における市民共通の規範や市としての必要な取組を定めた、旭川市動物愛護条例（仮称）の制定を検討している。

また、条例制定に合わせ、動物愛護に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市動物愛護基金（仮称）の創設についても検討している。

令和2年度中の条例制定・基金創設を目指し、有識者や公募参加者（別紙参加者名簿のとおり）から構成される「旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会」を開催し、専門的かつ幅広い意見を聴取するとともに、条例素案について意見提出手続（パブリックコメント）を実施する予定である。（別紙想定スケジュールのとおり）

「旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会」参加者名簿

※順不同・敬称略

| 参加者構成 | 氏名 | 所属等 |
|----------|--------------------|-----------------------------------------|
| 獣医師会 | すずき のぼる 鈴木 昇 | 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 支部長 |
| 小動物診療獣医師 | こいけ まさのり 小池 政紀 | 公益社団法人北海道獣医師会上川支部 理事 (なごみ動物クリニック 院長) |
| 動物愛護団体 | ごとう ゆきの 後藤 幸濃 | あにまある支援隊 代表 |
| | ほんだ リエ 本田 リエ | 特定非営利活動法人手と手の森 理事長 |
| 関係行政機関 | やまなか たかし 山中 恭史 | 北海道環境生活部環境局自然環境課 主幹 |
| | いけたに ゆうこ 池谷 優子 | 旭山動物園 副園長 |
| 学識経験者 | かわべ じゅんこ 川邊 淳子 | 北海道教育大学旭川校 教授 |
| 公募 | にしじま みよこ 西嶋 美代子 | 公募参加者 |

旭川市動物愛護条例（仮称）制定・旭川市動物愛護基金（仮称）創設
に向けた想定スケジュール

| 年 月 | 内 容 |
|----------|--------------------------------------------|
| 令和2年7月3日 | 第1回懇話会 (動物愛護管理に関する現状・課題提示, 動物愛護基金) |
| 7月28日 | 第2回懇話会 (動物愛護管理に関する基本ルール検討①, 動物愛護基金の使い途) |
| 8月 | 保健所運営協議会報告 第3回懇話会 (動物愛護管理に関する基本ルール検討②) |
| 9月 | 第4回懇話会 (動物愛護条例・動物愛護基金条例素案検討) |
| 10~11月 | 条例素案パブリックコメント 保健所運営協議会報告 |
| 12月 | 第5回懇話会 (動物愛護条例・動物愛護基金条例案報告) |
| 令和3年1~3月 | 令和3年第1回定例市議会に議案提出・審議 |
| 4月 | 条例施行 |

動物愛護条例（仮称）及び動物愛護基金（仮称）のポイント

条例その1（犬猫の飼い方）

- ・終生飼養を責務として規定
- ・犬の係留等への指導を強化
- ・猫の室内飼養を努力義務化

条例その2（迷惑防止）

- ・飼い主のいない猫への餌やりの規制
- ・多頭飼養の届出制度を創設

条例その3（災害対応）

- ・災害発生時のペット同行避難を努力義務化

基金（使い途）

- ・保護された動物への支援
- ・動物愛護の普及啓発

など

【令和2年度の主な事業】

食肉検査事業

- ・安全で衛生的な食肉の生産・流通のため、と畜場に搬入される獣畜のと畜検査、残留動物用医薬品検査、と畜場及び附帯施設における衛生管理状況の確認とそれに基づく指導・助言、TSE（伝達性海綿状脳症）対策として特定部位の除去等の確認及び生産者への検査データの還元を実施する。なお、と畜場の衛生管理については、と畜場法の改正によりHACCP※に基づく衛生管理が義務付けられるとともに、と畜検査員による外部検証を実施することとなる。
- ・所管すると畜場で処理された食肉の輸出を希望する事業者に対し、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年11月27日制定、令和2年4月1日施行）に基づき衛生証明書の発行等を行う。

※Hazard Analysis and Critical Control Pointの略で、食品を製造・加工する際の全ての工程について、微生物汚染等の危害（HA）をあらかじめ分析し、その結果に基づいて重要な管理ポイント（CCP）を定め、これを連続的に管理することによって製品の安全性を確保する衛生管理の手法。

予算額 37,502千円